

従来の公共サービスの

あり方を議論

公共施設等総合管理計画に関する特別委員会

平成29年2月14日
(協議事項)

公共施設等総合管理計画については、平成28年9月23日に当特別委員会を設置し、9月29日、執行部に対して公共施設等総合管理計画の策定に対する申し入れを行いました。

その後、執行部では、議会からの申し入れを受け、本部会議を経て、公共施設等総合管理計画の策定に係る基本方針が策定され、その内容が、当特別委員会に協議されました。

公共施設等総合管理計画は基本方針と実施計画で構成。本計画は、市の最上位計画である「高山市第八次総合計画」を公共施設の総合的な管理という観点から下支えする計画とし、あるべき公共サービスのあり方といった議会からの申し入れを踏

まえ「高山市第六次行政改革大綱」における行政改革の推進と連動して、健全な行財政運営の推進を図るものとされています。

国の指針、議会からの申し入れ、高山市公共施設白書に示した「今後の取り組みの方向性」などを踏まえ、高山市独自の総合管理計画基本方針が提出されました。

委員会では基本方針のうち、

1. 公共施設等の現状及び将来の見通し
- (1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の現状
- (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- (3) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み等
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。
- (1) 計画期間
- (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共

有方策

- (3) 現状や課題に関する基本認識
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え

(5) フォローアップの実施方針に対する協議となり、基本方針に示す施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、本委員会において、提出された質疑や意見をもとに検討し、次回の特別委員会に提出し、協議することとなりました。

特別委員会での 主な意見

- 財政面との関連性や現状の課題をしっかりと捉えた上で、市民にもわかりやすい形で作成すること。
- インフラ施設については、建物とは公共施設の捉え方が同様でないことを意識して検討すること。

- 将来のまちづくりの方向性の中で、土地利用の部分は高山市の特徴を考慮し検討すること。

と。

- 市全体の施設の量など大きな目標の中から、施設類型ごとの方針につなげること。
- 人口ビジョンの内容を基準に検討すること。

平成29年3月24日

特別委員会での質疑や意見をもとに、平成29年3月24日に特別委員会が開催されましたが、内容は、次回以降掲載をいたします。

申し入れ書(抜粋)

平成28年9月29日

公共施設等総合管理計画の策定及び推進について以下の点の配慮を求める。

1. あるべき公共サービスの水準を利用者である市民と議論するなかから、将来のまちの都市像を導き出し、公共施設の適正量・適正規模を含むランドデザインを描くこと
2. 市民と情報共有するなかで、公共施設白書及び個別の施設カルテは常に最新のものとし、すべて公開すること
3. 公共施設白書の巻末に示された「今後の取り組みの方向性:6項目」について、更新、統廃合、長寿命化など、優先順位や財政的な裏付けも含め、数値目標を設定するなど具体的に踏み込んだ「行動計画」とすること
4. 官民連携等、民間活力の導入については積極的に検討すること
5. 目先の費用対効果にとどまらず、ライフサイクルコストの縮減・平準化の視点を盛り込むこと
6. 公共施設マネジメントを一元的に統括し、総合的かつ計画的に管理・推進するため、権限を持たせた専門部署を設置すること
7. 将来を見据えたあるべき公共サービスや公共施設のあり方について、市、市民、事業者の新たな意識の構築を図ること



特別委員会の様子